

令和三年十二月二十四日受領
答弁第一八号

内閣衆質二〇七第一八号

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出オミクロン株出現を受けた水際対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田ゆき君提出オミクロン株出現を受けた水際対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の世界保健機関関係者が、令和三年十二月一日（現地時間）に行われた記者会見において、記者からの質問に答える形で御指摘の発言を行ったと承知しているが、当該発言については、特定の国を対象としたものではないと承知している。また、アントニオ・グテーレス国際連合事務総長が、同日（現地時間）に行われた記者会見において、御指摘の発言を行ったと承知している。政府としては、御指摘の「オミクロン株」（以下「オミクロン株」という。）に対する今般の水際対策の強化に係る措置は、オミクロン株が未知の変異株であることを踏まえ、最悪の事態を避けるための緊急避難的な予防措置として、オミクロン株についての情報がある程度明らかになるまでの間、同年十一月二十九日に内閣官房等が示した「水際対策強化に係る新たな措置（二十）（オミクロン株に対する水際措置の強化）」等に基づき実施することとしているものであり、適切であると考えている。

三の1について

御指摘の神戸市健康科学研究所の研究においては、特に検体中のウイルス量が低い場合に抗原定量検査

法の検査結果がPCR検査の検査結果と一致しないことが示されていると承知している。政府としては、新型コロナウイルス感染症の無症状者に対する唾液を用いた抗原定量検査法については、令和二年度厚生労働科学研究費補助金による「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究」において研究を行っており、鼻咽頭ぬぐい液を用いたPCR検査と比較して、陽性者の一致率は約七十六パーセント、陰性者の一致率は百パーセント、陽性者と陰性者の合計での一致率は約九十パーセントという結果であったことから、検査の精度が十分高いことが確認されているものと承知している。

三の2について

お尋ねの「一回の検査でオミクロン株の検出が可能で検査に要する時間も一・五時間と迅速なPCR検査キット」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、空港の検疫所においては、入国者の検疫手続が滞ることを避けるため、短時間で多くの新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する必要がある、検査の精度が十分であることに加え、空港内の限られた場所で、迅速に検査を実施できることが求められることから、現時点では、これらを満たすものとして唾液を用いた抗原定量検査法が最も適していると考えている。

四について

お尋ねについては、例えば、カナダ政府が令和三年十一月二十六日（現地時間）に発表し、同年十二月十八日まで有効であった措置では、過去十四日以内に特定の国に滞在したところのある外国人は、カナダ人及び永住権を有する外国人と異なり、カナダへの入国が許可されないこととされており、これに基づけば、カナダ人の配偶者である外国人であつて、永住権を有さないものは、基本的に入国を許可されなかったものと承知している。

五について

御指摘の「日本社会の正当な構成員である外国人住民について・・・日本国籍を持つ者との間で再入国規制において差をつけられないよう配慮」の趣旨が必ずしも明らかではないが、全ての国又は地域からの外国人の入国は、現在、特段の事情がない限り、停止しているところ、再入国の許可を受けて本邦から出国した外国人の再入国については、オミクロン株に対応するために再入国を原則として拒否することとしている国又は地域からの再入国を除き、特段の事情があるものとして、上陸を許可することとしている。